

## 島根地方最低賃金審議会 第445回会議 議事録

### 【公開】

- 1 日 時 令和8年3月16日（月） 午後4時00分～午後4時40分
- 2 場 所 島根労働局 専用大会議室
- 3 出席者 公益代表委員 出席4名 定数5名  
労働者代表委員 出席5名 定数5名  
使用者代表委員 出席5名 定数5名
- 4 主要議題 ○ 島根県特定（産業別）最低賃金の改正等に関する意向表明について  
○ 特定最低賃金の適用使用者数及び適用労働者数について

【会長】 定刻となりましたので、ただ今から、島根地方最低賃金審議会第445回会議を開会します。

はじめに、事務局は本日の配付資料の確認をしてください。

【指導官】 本日、各委員の皆様にお配りしております資料等について、確認をお願いします。

本日は、会議次第が1枚、会議資料として赤インデックスのナンバー1からナンバー3を綴じたものをお配りしています。

資料ナンバー1が表紙を除く6枚もので、6件の特定最低賃金の改正の申出についてとある意向表明文書の写し。

資料ナンバー2が、片面印刷1枚で、令和8年度における特定最低賃金の適用使用者数及び適用労働者数。

資料ナンバー3が2枚もので、最低賃金行政及び雇用安定・労働基準行政に関する要請書の写し。

以上が本日の資料となります。

【会長】 事務局から定足数について説明してください。

【指導官】 それでは、本日の委員の出席状況について事務局から報告します。

本日は、公益委員の上代委員から欠席のご連絡をいただいております。また、使用者側委員の渡邊委員から、遅れて出席するというご連絡をいただいておりますが、最低賃金審議会令で定める定足数を満たしており、本日の会議は有効に成立することを報告いたします。以上です。

【会 長】 本日の会議及び議事録については、島根地方最低賃金審議会運営規程第6条及び第7条第2項を適用して公開とします。

事務局から公開の状況について説明してください。

【指導官】 本日の会議は、島根地方最低賃金審議会運営規程により公開手続きをとりましたが、傍聴の希望はありませんでしたので報告いたします。

【会 長】 それでは、会議次第2、岩見労働局長から開会に際し、ご挨拶があります。よろしく申し上げます。

【局 長】 労働基準局長の岩見でございます。

本日は年度末のご多用のところ、本審議会にご出席賜りまして、誠にありがとうございます。委員の皆様方には平素から当局の労働行政の運営に關しまして格別のご高配を賜っておりますことを、改めて、この場で厚く御礼申し上げます。そして、島根県最低賃金及び特定最低賃金の改定を無事終えることができたということにつきましても、格別の感謝を申し上げます。

さて、島根県最低賃金の審議につきましては、引上げ額が71円と過去最高となりまして、時間額1,033円で結審したところでございます。

会長をはじめ審議会委員の皆様方におかれましては、長時間にわたる、本当に真摯なご審議を賜りまして、大変感謝をしているところでございます。

また、特定最賃につきましては、改正の申出がありました5業種すべてについて全会一致による答申をいただきまして、11月から12月にかけて順次発効をしたというところになっております。

労働局といたしましては、各方面のご協力を縷々賜りながら、改定された最低賃金の周知を図るとともに、履行確保に向けた監督指導に取り組んでまいり所存でございます。

また、中小企業及び中小規模事業者の皆様方につきまして、賃上げしやすい環境整備に努めてまいりたいというふうに強く思っております。

本日の審議会では、来年度に向けました内容も、ご議論の内容とさせていただいているところでございます。事務局といたしましても、島根地方最低賃金審議会の円滑な運営により一層努めてまいり所存でございますので、今後ともご指導、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。はなはだ簡潔ではございますが、冒頭のご挨拶とさせていただきます。よろしく願い申し上げます。

【会 長】 会議次第3の特定最低賃金改正等の申出の意向表明について、事務局から

説明してください。

【室 長】 それでは説明いたします。島根県の特定最低賃金改正等の申出の意向表明についての報告と説明を行います。特定最低賃金は、最低賃金法第 15 条第 1 項において労働者又は使用者を代表する者は労働局長に対し最低賃金の決定又は改正若しくは廃止の決定をするよう申し出ることができると規定されております。申出があった場合、事務局では最低賃金基礎調査を行う必要があります。例年 3 月に申出の意向について文書で表明していただいております。それでは説明いたします。

それでは資料ナンバー 1 をご覧ください。本年 3 月 10 日に労働者を代表する者から島根労働局長に対し、島根県製鋼・製鋼圧延業、鉄素形材製造業最低賃金外 4 件の改正及び食料品スーパーマーケットを対象業種とした最低賃金の決定、つまり、新設の意向表明がありましたので、ここに報告いたします。

改正 5 件及び新設 1 件の申出については、申請書の申出内容を審査する時間を十分に確保して、その後の審議会と専門部会を円滑に推進していくため、7 月 24 日の金曜日を目途にそれぞれ上申書の提出をお願いしたいと思います。意向表明された関係労働者代表の皆様には申出の要件に従い、所要の準備をよろしく願いいたします。申出の際は、改めて審議会にお諮りいたします。

以上、局長に提出されました意向表明等の説明をさせていただきました。申出の意向確認につきましては審議会の場において労使委員に対して行うものとされておりますので、いまご報告したもののほか、新設及び廃止の申出の意向があるかどうかご確認いただきたいと思います。

【会 長】 ただ今の説明について、何かご質問はありませんか。

( なし )

【会 長】 本日の会議では、審議会における年間審議スケジュールの大まかな把握、調整をするという目的がありますので、労使各委員からの申出意向の有無も確認することになります。

ただいま、事務局から報告があったもの以外で、労使それぞれ、新設等の申出の意向はありますでしょうか。

【石川委員】 すみません。

労働側の石川と申します。いまこちらの方に提出をされた業種がですね、私のほうから食料品スーパーマーケットの新設というのをさせていただいておりますが、経営者協会の皆さんと、局とも連携をさせていただきながら、今、小売業における、必要性なしの、ここ数年、百貨店総合スーパーの方がそのような形になっておりますので、それに代わるものということを含めて、特に食料品スーパーマーケットは、大手との賃金格差が非常にあるということで、今回、新設ということで意向表明をさせていただきました。

あと、実は小売業ということ、全体を考えると、また、他業種との賃金格差も、非常に、小売業自体、流通業自体が、あるということ認識しております。現在、ちょっと今日間に合わなかったんですが、今、総合スーパー、あるいはホームセンターといったところ、我々の労使関係を築いているところがあるんですけども、そこを、ひとつまた新設という形の意向表明をさせていただければという、今その意思がありますので、その旨だけお伝えさせていただきます。

また事務局の方、皆さんにもご面倒掛けますが、よろしくお願いします。

【室 長】 はい、了解いたしました。

【会 長】 それ以外はよろしいでしょうか。それでは次の議題に移ります。会議次第4の特定最低賃金の適用使用者数及び適用労働者数について事務局から説明してください。

【指導官】 ではご説明いたします。令和8年度における特定最低賃金の適用使用者数及び適用労働者数についてご説明いたします。

赤いインデックスの資料ナンバー2をご覧ください。

こちらの表は、島根県において特定最低賃金（産業別最低賃金）が設定されている6業種の、適用使用者数と適用労働者数の令和8年度の数値のほか、参考として、今回新設の申し出の意向表明がありました食料品スーパーマーケットの適用使用者数と適用労働者数の数値も掲載しています。

表の中のカッコ内の数値は、昨年度の数値となります。

それでは、県内の特定最低賃金が設定される6業種の適用使用者数と適用労働者数の算出方法についてご説明いたします。

まずはこちらの6業種のうち、百貨店、総合スーパーを除く5業種について、説明させていただきます。

こちら5業種の適用使用者数及び適用労働者数の算出にあたっては、令和3年経済センサスに基づき経済産業省の方で整備した令和4年次フレーム

を基礎資料とした上で、当局において、それ以降の倒産情報のデータから、廃止した事業場の数と労働者の数を除き、さらに最低賃金基礎調査の結果から産業分類の変更が認められた事業場の業種変更や、廃止事業場の減数処理を行うなどして見直しを行い、集計しております。

労働者数については、最低賃金基礎調査の結果を分析し、年齢、業務などによる適用除外となる者の割合から、適用除外労働者の推計値を求めて、出てきた推計値を最終的に差し引いたものを適用労働者数としております。

次に百貨店、総合スーパーですが、適用使用者数については、当局独自の調査による名簿を基に今年度実施した最低賃金基礎調査結果や、当局における事業場台帳記録等の数値や情報から算出し、労働者については先の5業種と同じく適用除外の対象となる年齢・業務等の対象者の推計値を除いて算出しております。

令和8年度特定最賃の適用使用者数の産業計をみますと、前年度438事業所に対して、今年度は443事業所で、5事業所の増加となります。

適用労働者数では、前年度20,374人に対して、今年度は20,445人で71人の増加となっています。

この増加した要因としては、製鋼・製鋼圧延業、鉄素型材製造業の使用者数が1増加し、労働者数が2,534人から3,194人と約600人増加したことが要因となっています。

これについては、令和7年度に、管内企業の再編に伴い、新たに当該業種の使用者となった事業場があり、当該事業場の労働者分が増加したことが反映しています。

また、参考として、表を分けて記載しておりますが、このたび新設の意向表明のありました食料品スーパーマーケットに係る使用者数、労働者数を載せております。こちらのみ、令和3年経済センサスの令和5年次フレームに基づき算出しております。

以上が説明となりますが、この適用労働者数は、令和8年度特定最低賃金の申出に当たっての数量的要件を判断する際の基準となりますので、よろしくご審議をお願いいたします。

なお、今後適用使用者数及び適用労働者数が事業所の廃止などにより大幅に変動することとなった場合は、改めてご報告する予定としております。

【会 長】 ただ今の説明でご質問はありませんか。

【景山委員】 景山です。一点、質問なりお願いなりになるんですけど、はん用機械ですけれども、三菱マヒンドラグループの解散と言いますか、会社清算が既に

予定をされておってですね、9月末という、一応、予定を聞いておるんですけども。

ちょうど審議が始まる時期と被りますものですから、先ほど最後に言われた大幅な変更がある場合の調整というのを、どの時点ですべきかというのがちょっと悩んでおまして、申出の資料等を取る際には、もう清算をされる会社にあたるということ自体が失礼な話に、多分、なると思いますので、それまでの間で、調整をいただければなと思っておりますので、よろしく願いしたいと思います。

【会 長】 その他はありますでしょうか。よろしいでしょうか。今の件に関して事務局の方はよろしいですか。

【室 長】 はい、了解いたしました。

【会 長】 それでは今の件も含めて、このご報告いただいた適用使用者数及び適用労働者数について、ご異議がなければ特定最低賃金の申出に係る要件として、適用使用者数及び適用労働者数について報告のとおりとしてよろしいでしょうか。

( 異議なし )

【会 長】 それでは報告のとおりといたします。

【会 長】 それでは、会議次第5、その他です。  
最初に事務局から報告があるようですのでよろしくお願いします。

【室 長】 事務局から3点ございます。

まず最初に、本日の資料ナンバー3ですが、先般、3月10日に連合島根から最低賃金行政及び雇用安定、労働基準行政に関する要請行動がありましたが、この中で最低賃金行政の部分について報告いたします。

当日、本審議会委員でもある連合島根の景山会長をはじめ8名の方々が島根労働局にお見えになり、労働局長に対し要請が為されました。当局は局長、部長、関係課室長が対応いたしました。要請の内容についてはお手元の資料ナンバー3のとおりとなります。

要請書の2ページ目を見ていただきますと、記の1のとおり最低賃金制度についての要請もいただいております。

この要請に対する回答の要旨といたしましては、令和7年度の島根県最低賃金の改正は、引上げ額が過去最大の上げ幅である71円となり、最低賃金制度がもたらす県内産業への影響がますます大きくなっているということは十分認識している。本件の要請については厚生労働省本省へ報告させていただくとし、中小零細企業が近年の賃金上昇に苦しんでおられるという状況は労働局においても強く認識しており、対策としての賃上げ環境整備に向けた様々な政府の支援策や労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針等の周知を通じて、これまで以上に中小零細企業に寄り添った対応をしていきたい。としております。

以上、連合島根の要請行動について報告いたしました。

2点目は来年度の事業場視察についてです。まずは来年度も今年度に引き続き事業場視察を実施するかどうかにつきまして皆様のご意見をお聞きしたいと思っております。

例年ですと、7月の、県最賃の諮問の本審の日に行っておりまして、来年度も7月に開催予定の諮問の本審終了後に実施し、視察先は今後早い時期に調整し、決定したいと思っておりますが、この事務局提案について委員の皆さまの意見をお聞きしたいと思っております。

【会 長】 事業場視察について、今年度と同じく7月に開催する諮問の本審の後に実施したいとの事務局提案ですが、いかがでしょうか。景山委員。

【景山委員】 直接労使から意見をいただく貴重な場面だというふうに思っておりますので、私どもとしては、ぜひ開催をしていただきたいというふうに思っておりますし、加えて要望すれば、パートタイマーの方がたくさんいらっしゃる事業場に伺ってみたいという、希望を持っております。以上です。

【会 長】 そのほか、使用者側の方は何かご意見がありますでしょうか。よろしいでしょうか。それでは、今の景山委員の意見を踏まえまして、7月に実施するというところでよろしいでしょうか。

( 異議なし )

【会 長】 それでは例年通り、7月に開催する諮問の本審後に引き続き事業場視察を行うこととして、事務局において事務局において視察の調整を行って参りたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。では、またお願いします。

【室 長】 はい、わかりました。

それでは最後の3点目でございます。

昨年、島根県最賃の答申に付けられた附帯決議のフィードバックを行います。

まず1番目の「中小零細企業の社会保険料負担軽減策を実施されたい。」

こちらの決議については、範囲の広い社会保険制度に関するものでありまして、本答申の際に厚生労働省本省へ確実にお伝えしているところがございます。

続いて2番目の「中小企業の最低賃金引上げに伴い、1年間の最低賃金引上げに見合う運転資金への直接的な助成金・補助金を創設されたい。」こちらの決議につきましては、厚生労働省本省、経済産業省の各担当部署への報告・情報提供を行い、政府の経済対策に沿って最低賃金の引上げを可能とする環境整備の推進が図られるようにしながら、経済産業省とも適切に連携を行ったうえ、効率的な周知に努めていくことといたします。

3番目の決議である「島根地方最低賃金審議会の審議を鑑み、全国規模、47都道府県公労使委員の代表参加による、全国規模で、地方最低賃金審議会の在り方検討会を開催されたい。」につきましては、こちらについて厚生労働省本省へ報告しましたところ、貴重な意見として今後の参考とさせていただく。との回答を得ております。

以上、附帯決議についてのフィードバックでした。

【会 長】 ただいま付帯決議についてフィードバックをご報告いただきましたが、委員の皆様からご質問やご意見などありましたら、よろしく願いいたします。景山委員。

【景山委員】 ありがとうございます。こちらに文句を言う気は全くありませんが、ゼロ回答ということで受け止めさせていただきたいと思っております。

ただ、全国的にも、たくさんの付帯決議や、中賃や本省に対しての意見、要望が出ているという中でですね、これからどのようにされるかということが一番注目される点だというふうにも思っております。

先ごろ開催された中賃の会議の中では、昨年度の審議、47都道府県の状況について、いくつかポイントを絞って議論もされたというふうに聞いておりますし、それを今後、どのようにするかというふうな議論に至っているというふうに認識をしております。

例えば、発効日はずらされた、特に3県については、年を越えて発効がされているという点について、どういうことかと。それから近年、言わばドベ

争いが過熱になっていて、そこの攻防のみが金額に反映をされているのではないかという話、もう一つは、ランク間を越える逆転現象等々が一定程度見受けられるということにおいて、ランクそのものをどのようにしていこうかというようなことが話されている、というふうに、議事録から私は見ましたけれども。

何が言いたいかというと、このことを特に公益委員の方には、逐次情報共有をしていただいて、その中からやはり疑問があれば、中賃にフィードバックをしてもらうという、事前の調整が必要ではないかなというふうに思っております。特に7月、8月には、目安審議が、最終的に申し送りをされるということで目安金額が決まるということですので、ここ近年、そのことについて労も使も納得いってないということがありますので、ぜひそのようなことがない状態でスタートさせるということが、中央の役割だ、というふうに思っておりますので、その点について、要望をさせていただきたい、というふうに思っております。

それから、付帯決議には我々は挙げませんでしたけれども、審議の途中で大臣からの申し送りがあったということについては、この審議会でもかなり揉めたと思います。

もう既に金額審議を始めているときに、労働局長からそのようなことを、申し送りをするということ自体がいかげなものかという審議経過があったと思います。今後、絶対にそのようなことがないようにということについても、共有をしておきたいと思っておりますので、逐次、局なのか、公益委員なのかは分かりませんが、釘を刺しておきたいと思っておりますので、よろしく願います。以上です。

【会 長】 公益として、今の意見を承りました。その他何かありますでしょうか。事務局から。

【部 長】 景山委員、ご意見ありがとうございます。付帯決議についてでございますけれども、いわゆる最低賃金審議会の委員を集めて、あり方検討会ということでございますけれども、こちら、本省の方も、これに限らず、いろいろと各局からの付帯決議を比べて、精査しているというふうには、聞いております。また状況がわかりましたら情報共有させていただきたいと考えております。

【会 長】 ただいまの事務局からの報告について何かありますでしょうか。

( な し )

【会 長】 それでは事務局から業務連絡をお願いいたします。

【室 長】 次回の審議会につきましては、令和8年度の島根県最低賃金について局長が必要と認めた場合に改正諮問を行うこととなりますので、その時に開催させていただきます予定でございます。

時期につきましては大体例年と同じ時期である7月上旬を予定しております。4月に入りましてから日程調整をさせていただきますのでよろしくお願い申し上げます。

また、来年度の審議会及び専門部会の公開の範囲については、今年度と同じく採決を除き公開とさせていただきますのでよろしくお願いいたします。

【会 長】 次回、第446回本審については、局長から改正諮問を行うときに開催する予定とします。よろしいですか。

それでは今年度最後の審議会となりましたが、皆様のご協力のおかげで無事に終了することが出来ました。本当にありがとうございました。来年度におきましても公労使、信頼関係のもと、真摯な議論を行っていきたいと思いますので、どうかよろしくお願い申し上げます。

以上をもちまして閉会といたします。どうもありがとうございました。